規制の事前評価書(要旨)

担当部局総	「空機給油時の静電気除去方法の簡		
	於務省消防庁危険物保安室 (1875年1975年1975年1975年1975年1975年1975年1975年19	電話番号:03-5253-7524	e-mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
規制の目的、内容及び必要性等 () 給 扱 を (2) 前 け (3) ボ	平成27年10月 (①新設又は改廃の目的 (①新設又は改廃の目的 給油設備等と航空機を電気的に接続すること(以下「ボンディング」という。)が行われていれば航空機給油時の静電気対策として安全性に問題はないことから、航空機給油取 抵所に設けられた接地電極を使って、給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備(以下「給油設備等」という。)を接地すること(以下「アース」という。)に係る規定 を削除し、給油に係る手順を簡略化することを目的とする。 (②新設又は改廃の内容 航空機給油取扱所の給油設備が給油配管及び給油ホース車又は給油タンク車である場合、航空機給油取扱所の接地電極の設置を義務づけないこととし、併せて、改正前の 「接地導線」の文言を「航空機と電気的に接続するための導線」に改め、接地導線がボンディングのためのものであることを規定する。 (③新設又は改廃の必要性 ボンディングが行われていれば航空機給油時の静電気対策として安全性に問題はないことから、アースに係る規定を削除し、改正前の「接地導線」がボンディングのためのものであることを規定することが必要である。		
法	5令の名称・関連条項とその内容	・危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第26条第3項第6号ホ、へ 条の2第3項第6号(船舶給油取扱所の基準の特例)、第40条の3の7第5号(航空機	
規制の費用	 費用の要素		
	給油ホース車が設ける必要がある「航空機と電気的に接続するための導線」は、改正前の「接地導線」と性質としては異ならないものであり、また、アースに係る規定の削除についても接地電極の除去を要するものではないため、新たな追加的費用は特段発生しないと考えられる。		
	「航空機と電気的に接続するための導線」は、改正前の「接地導線」と性質としては異ならないものであるため、行政として新たに危険物施設等の検査確認を行う必要はなく、また、アースに係る規定の削除に伴って新たな行政事務は発生しないことから、行政費用は特段発生しないと考えられる。		
	航空機の給油時に発生する静電気が誘因となり燃料が着火し火災が発生する危険性を回避するためアース及びボンディングに係る規定を設けていたが、ボンディングが行われていれば航空機給油時の静電気対策として安全性が確保されることから、アースに係る規定を削除しても社会的費用は発生しない。		
規制の便益		便益の要素	
事 ② ア ③	行政便益	簡略化することができるという便益が生じる。 る手順を簡略化したことにより、航空機給油取扱所を設置する際の行政による検査研	在認の手順の簡略化という便益が生じる。
		旦は特段発生しない一方、事業者は接地作業に係る手順を簡略化することができ、まう便益が発生する。以上を総合的に勘案すると、当該規制の見直しは適切である。	た航空機給油取扱所を設置する際行政も検査確認
有識者の見解その他関連事項 ・NFPA407 Standard for Aircraft Fuel Servicing 米国州法が準拠している米国防火協会作成規格であり、米国において1990年にNFPA407が改定され給油設備等の可能性について記載されている。 ・CRC Report No.583 1993年、米国における航空燃料、環境等に係る調査を実施する非営利団体による報告書であり、給油設備等の接地で火災に関する安全性は確保される旨の結果が報告されている。			
	当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。		
レビューを行う時期又は条件 当	i該規制の実施状況、社会経済情勢 	の変化寺を勘条し、必要に応しレビューを行うものとする。	